

青森県報

号外第五十三号

令和七年
五月三十日
(金曜日)

目 次

公安委員会

○警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する規則等の一部を改正する規則……………(刑事企画課) ……

公安委員会

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年五月三十日

青森県公安委員会委員長 横 町 俊 明

青森県公安委員会規則第十号

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する規則等の一部を改正する規則

(警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する規則の一部改正)

第一条 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する規則(昭和六十年十月青森県公安委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後		改 正 前	
(休業給付を行わない期間) 第四条の三 令第十三条の規定を準用する本部長が定める期間は、次の各号に掲げる期間とする。 (1) 拘禁刑若しくは拘留の刑の執行のため刑事施設(少年法(昭和二十三年法律第百六十八号)第五十六条第三項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。)に拘留されている期間若しくは被留置受刑者として留置施設に留置されている期間、死刑の言渡しを受けて刑事施設に拘留されている期間、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている期間又は法廷等の秩序維持に関する法律(昭和二十七年法律第二百八十六号)第二条の規定による監置の裁判の執行のため監置場(監置の裁判の執行を受ける者を刑事施設又は留置施設に留置する場合における当該刑事施設又は留置施設を含む。)に留置されている期間		(休業給付を行わない期間) 第四条の三 「同上」 (1) 懲役、禁錮若しくは拘留の刑の執行のため刑事施設(少年法(昭和二十三年法律第百六十八号)第五十六条第三項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。)に拘留されている期間若しくは被留置受刑者として留置施設に留置されている期間、死刑の言渡しを受けて刑事施設に拘留されている期間、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている期間又は法廷等の秩序維持に関する法律(昭和二十七年法律第二百八十六号)第二条の規定による監置の裁判の執行のため監置場(監置の裁判の執行を受ける者を刑事施設又は留置施設に留置する場合における当該刑事施設又は留置施設を含む。)に留置されている期間	
(2) 「略」		(2) 「同上」	
備考 表中の「」の記載は注記である。			

(青森県道路交通規則の一部改正)

第二条 青森県道路交通規則(平成十年九月青森県公安委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

別記様式第四十七号（第四十六条関係）

[illegible]

改正前

別記様式第四十七号（第四十六条関係）

[illegible]

改正後

別表第二（第四條關係）

講習等の 区分	講習指導員等の要件
〔略〕	〔略〕
停止処分 者講習	次の各号のいずれにも該 当する者 「一・二 略」 三 次のいずれにも該当 しない者 「イ・ロ 略」 ハ 自動車等の運転に 関し自動車の運転に より人を死傷させる 行為等の処罰に關す る法律（平成二十五

改正前

別表第二（第四條關係）

講習等の 区分	講習指導員等の要件
〔同上〕	〔同上〕
停止処分 者講習	次の各号のいずれにも該 当する者 「一・二 同上」 三 次のいずれにも該当 しない者 「イ・ロ 同上」 ハ 自動車等の運転に 関し自動車等の運転に より人を死傷させる 行為等の処罰に關す る法律（平成二十五

[illegible]

収入証紙貼り付け欄			

[illegible]

記入部 記入 部 部			

	〔略〕 〔四・五 略〕	〔略〕 指定自動車教習所 職員講習 (教習指導員)
年法律第八十六号) 第二条から第六条までの罪又は法に規定する罪(口に規定する罪を除く。)を犯し拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過していない者	〔同上〕	〔同上〕 指定自動車教習所 職員講習 (教習指導員)
〔略〕 指定自動車教習所 職員講習 (副管理者)	〔略〕 次のいずれかに該当する者 一 〔略〕 二 管理監督に関する知識及び実務経験が豊富な者で、次のいずれにも該当しないもの 〔イ・ロ 略〕	〔略〕 指定自動車教習所 職員講習 (副管理者)
〔同上〕 次のいずれかに該当する者 一 〔同上〕 二 管理監督に関する知識及び実務経験が豊富な者で、次のいずれにも該当しないもの 〔イ・ロ 同上〕	〔同上〕	〔同上〕 指定自動車教習所 職員講習 (副管理者)

年法律第八十六号)
第二条から第六条までの罪又は法に規定する罪(口に規定する罪を除く。)を犯し拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過していない者

年法律第八十六号)
第二条から第六条までの罪又は法に規定する罪(口に規定する罪を除く。)を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過していない者

以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過していない者

上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過していない者

違反者講習	[略]	[略]	ない者
違反者講習	[同上]	[同上]	
違反者講習	[同上]	[同上]	
特定任意 高齢者講習	[四・五 略]	[四・五 略]	ハ 自動車等の運転に 関し自動車等の運転に より人を死傷させる 行為等の処罰に關する 法律第二条から第 六条までの罪又は法 に規定する罪（口に 規定する罪を除く。） を犯し拘禁刑以上 の刑に処せられ、 又はその執行を終わ り、又はその執行を受 けることがなくなつた 日から起算して三年 を経過していない者 でない者
特定任意 高齢者講習	[四・五 同上]	[四・五 同上]	ハ 自動車等の運転に 関し自動車等の運転に より人を死傷させる 行為等の処罰に關する 法律第二条から第 六条までの罪又は法 に規定する罪（口に 規定する罪を除く。） を犯し禁錮以上 の刑に処せられ、 又はその執行を終わ り、又はその執行を受 けることがなくなつた 日から起算して二年 を経過していない者 でない者

附 則
この規則は、令和七年六月一日から施行する。

備考 表中の「」の記載は注記である。		
	〔略〕	
	〔略〕	く。)を犯し ^{禁錮} 禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わ り、又はその執行を受けることがな くなった日から起算して三年を経過して いない者
	〔略〕	〔四・五 略〕
	〔同上〕	
	〔同上〕	く。)を犯し ^{禁錮} 禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わ り、又はその執行を受けることがな くなった日から起算して三年を経過して いない者
	〔同上〕	〔四・五 同上〕
	〔同上〕	

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一 青森県号	
(印刷所・販売人) 青森市第二問屋町三丁目一番七 東奥印刷株式会社	
毎週月・水・金曜日発行	定価小口一枚二付二十一円七十銭